

第3号議案 公益社団法人への移行申請の承認の件

平成 18 年 6 月 2 日に新公益法人に関する法律（一般社団・財団法人法、公益法人認定法、整備法）が公布され、平成 20 年 12 月 1 日から全面施行となります。

それによると、現行の公益法人は、施行日から 5 年以内に「一般社団法人」あるいは「公益社団法人」のいずれかを選択し、移行しなければ解散とみなされることとなります。

当学会は、平成 13 年 12 月 17 日に文部科学省より公益法人である社団法人の認可を請けて発足しており、存続するためには、「一般社団法人」あるいは「公益社団法人」のいずれかを選択し、移行する必要があります。

学術・技芸・慈善など公益に関する社団であって営利を目的としない学術団体である当学会は、第 35 回理事会（平成 19 年 6 月 15 日）において、新公益法人法の下でも公益法人としての活動をするべく、「公益社団法人」を選択し、可能な限り速やかに申請をすることを決議しました。「公益社団法人」に認定されると、名称が「公益社団法人物理探査学会」となること、寄付が無税扱いとなること、法人税法上の優遇が収益の額により享受できる等々のメリットがあります。

「公益社団法人」に認定されるためのハードルは高く、必ずしも移行申請、即、認定とはなりません。本総会では、当学会が、平成 20 年 12 月 1 日から施行される新公益法人法において、「公益社団法人」になるべく、移行の申請をすることのご承認を頂きたいとお諮りします。